

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は入院の期間を更新できる。
 - ・指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意）※家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取り扱い

入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合についても、市町村長同意の依頼をすることができる。

措置入院時の入院必要性に係る審査

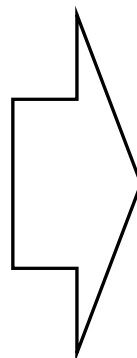
【概要】

従来の医療保護入院の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院の必要性に係る審査が必要となる

【本市における対応】

人権に配慮した審査内容の担保や審査件数の増加による審査時間の延長について、より円滑に審査を進めるために、審査体制を強化する

	現 行
合議体①	医療（医師） 3名 保健福祉（精神保健福祉士） 1名 法律（弁護士） 1名
	合計 5名
合議体②	医療（医師） 3名 保健福祉（精神保健福祉士） 1名 法律（弁護士） 1名
	合計 5名



	変更後
合議体①	医療（医師） 3名 保健福祉（精神保健福祉士） 1名 法律（弁護士） 1名 法律（弁護士） 1名（追加）
	合計 6名
合議体②	医療（医師） 3名 保健福祉（精神保健福祉士） 1名 法律（弁護士） 1名 法律（弁護士） 1名（追加）
	合計 6名

⇒法律家を各合議体に1名、計2名追加する